

重要事項説明書(居宅介護支援サービス)

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生省令第 3 8 号第 4 条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

法人名	医療法人 晴生会
代表者名	理事長 新谷 正義
所在地	茨城県鹿嶋市宮中 1 9 9 5 - 2 4
電話番号	0 2 9 9 - 8 2 - 7 9 1 1
事業内容	病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護
	居宅介護支援事業

2. ご利用の事業所

事業所の名称	指定居宅介護支援事業所 グラーネ介護サービスセンター
事業所の所在地	札幌市南区北の沢 1 8 0 4 番地 5 2
管理者名	村木 智美
電話番号	0 1 1 - 5 7 2 - 2 0 0 5
指定事業所番号	第 0 1 5 0 5 8 0 0 7 4 号
サービス提供地域	札幌市中央区・南区・豊平区

3. 相談体制

項 目	内 容	
管理者	1 名 主任介護支援専門員である管理者は、事業所の従業者の管理、指定居宅介護支援のご利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行います。	
介護支援専門員	名 (管理者含む) 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成及び指定居宅介護サービス事業者等との連絡調整など、介護支援サービスにあたります。	
営業日	月曜日～金曜日 (祝日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く)	
営業時間	8 時 30 分～17 時 30 分 (必要により、ご相談に応じます)	
利用料・交通費・キャンセル料		無料

4. 事業の目的と運営の方針

事業目的	介護支援専門員が要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供します。事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、指定特定相談事業者等との連携に努めます。
運営の方針	ご利用者の心身の状態、環境等に応じ、適切なサービスが提供できるように支援します。ご利用者、ご家族の選択を大切に、公正中立な業務に努めます。居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業者については、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介が出来ます。公正中立の確保を図る観点から、当事業所で作成した前 6 か月間のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合と、各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合を別紙にて説明し、介護サービス情報公表制度において公表いたします。

5. 居宅介護支援サービスの概要

種類	(提供方法など)
要介護認定の申請代行	申請書の作成・役所への提出を行います。
サービス計画の立案・ 実施状況の把握	1 ヶ月に 1 回以上ご自宅を訪問し、ご利用者やご家族からお話を伺い、ご利用サービスについて検討・実施状況の把握を行います。
情報提供	サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。
連絡・調整	サービスの利用がスムーズに行えるよう事業者や医療機関、ご利用者・ご家族と連絡を取ります。
ターミナル ケアマネジメント	末期のがんなど、終末期と診断され、自宅で最期を迎えられることを希望された場合、ご利用者またはご家族の同意を得たうえで、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅を訪問させていただきます。その際に把握したご利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。
医療との連携	ご利用者が入院された場合は、介護支援専門員の氏名を入院先医療機関にお伝え下さい。医療機関と情報共有し、適切な退院後の支援を行います。
虐待防止の対策	ご利用者の尊厳の保持、人格が尊重されるよう、虐待防止のための委員会を開催し、対策を検討します。虐待の発生またはその再発を防止するため、必要時には保険者及び包括支援センター、警察等へ相談し、迅速に対応します。
給付管理	毎月利用サービスを確認して、国民健康保険団体連合会へ提出します。

6. ハラスメント、感染症・災害時対策

ハラスメント防止の 対策	職場におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等）防止に向けた指針の作成、相談体制を構築し、ハラスメント対策を推進して参ります。
感染症・災害時対策	感染症や非常災害の発生時における、ご利用者に対する継続的なサービス提供の実施や、中断時における早期の業務再開手順等を定めたマニュアルを作成し、措置を講じます。 感染症が発生、または蔓延しないよう、対策を検討する委員会を設置し、必要な措置を講じます。

7. 苦情対応

苦情対応	当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情および居宅サービスに基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。
相談窓口	窓口担当 村木 智美 責任者 村木 智美 電話番号 011 - 572-2005 F A X 番号 011-572-2008

※ 公的機関等においても、相談・苦情申出ができます。

札幌市役所	所在地	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目		
	電話番号	011-211-2547	F A X 番号	011-218-5187
	受付時間	月曜日～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分		
各区役所	所在地	各区に設置		
	電話番号	中央区役所 011-231-2400		
		南区役所 011-582-2400		
		豊平区役所 011-822-2400		
	受付時間	月曜日～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分		
国民健康保険団体 連合会	所在地	札幌市中央区南 2 条西 14 丁目		
	電話番号	011-231-5161	F A X 番号	011-233-2178
	受付時間	月曜日～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分		

8. 事故時の対応及び損害賠償

事故対応	居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに必要な措置を講じるとともに、道、市町村、ご利用者、ご家族等に連絡を行います。
損害賠償	事業者は、ご利用者に対するサービスの提供にあたって、事業者の故意又は過失が原因で事故が発生し、ご利用者又はご家族の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、ご利用者に対して損害を賠償します。 但し、偶発的な事故と認識される場合、あるいはご利用者又はご家族に過失がある場合はその限りではありません。

9. 秘密の保持

秘密保持	事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対するサービスの提供にあたって知り得たご利用者又はご家族の秘密を漏らしません。事業者は、事業者の従業員が退職後も、在職中に知り得た、ご利用者又はご家族の秘密を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
------	--

居宅介護支援契約の締結にあたり、重要事項の交付を受け、説明を受けましたので同意します。

令和 年 月 日

サービスご利用者

住所 _____

お名前 _____ 印 _____

署名代行者

住所 _____

お名前 _____ 印（続柄 _____）

（署名代行の理由： _____）